

NEWS LETTER

CHINA SCIENCE PATENT & TRADEMARK AGENT LTD

2025年12月1日

中国国家知識産権局は、2025年4月30日に公表された『専利審査指南改正草案』について、意見募集や座談会などの手続きを経て『専利審査指南(改正草案送審稿)』を取りまとめ、国家知識産権局局務会での審議を経て、2025年11月10日に公布しました。本改正審査指南は、2026年1月1日より施行されます。

今回の改正審査指南は、特許審査の質と効率の持続的な向上を目指すとともに、人工知能をはじめとする新技術分野における審査基準の整備や、実務上早急な対応が求められている事項に焦点が置かれています。

中国専利実務において留意すべき点が多く含まれていることから、本ニュースレターでは改正の要点を取りまとめ、ご報告いたします。ご参考になれば幸いです。

中科專利商標代理有限公司

日本事務所

大阪 TEL:06-6881-5550 FAX:06-6881-5510

東京 TEL:03-3405-8001 FAX:03-6804-5630

e-mail: zhang@cspt.jp.com

【改正専利審査指南】

改正審査指南の主要項目は下表に示す通りです。

主要項目	概要	指南規定
発明者身元情報	◇専利出願の願書に全ての発明者の身元情報を記載する。発明者は自然人である。	第一部第一章 4.1
特許・実案同日出願	◇同様の発明創造について、特許、実案を同日に出願する場合、願書に特許・実案は同様の発明創造であるか否かを声明する。	第二部第三章 6.2.2
進歩性審査	◇技術的課題の解決に貢献しない構成要件は進歩性の審査に考慮されない。	第二部第四章 6.4
人工知能	◇人工知能に関する各種審査基準が定められる。 ・人工知能やビッグデータ関連発明の審査基準規範化 ・審査要件の明確化 ・各種審査例示	第二部第九章 6.1～
審決簡略化	◇不服審判や無効審判の決定において、案件の状況により、記載内容が簡略化される。	第四部第一章 6.2
一事不再理	◇無効審判における一事不再理が明文化される。	第四部第三章 2.1
ダミー禁止	◇無効審判請求人が虚偽のダミーである場合、その申請は受理されない。	第四部第三章 3.2
費用返還	◇全ての費用返還は、当事者によって請求されなければならない。	第五部第九章 2.2.1

※この改正審査指南の人工知能関連規定には、多くの審査例が例示されています。その審査例は別添参考資料をご参照ください。

改正審査指南の要点

1. 発明者身元情報

◇2026年1月1日以降の専利出願の願書には、全ての発明者の身元情報を記載することになります。

発明者	発明者身元情報
中国籍発明者	国籍+個人識別番号(18桁の公民身分番号)
他国籍発明者	国籍

注1)中国籍発明者は、その居所が中国/他国(例えば日本国)の何れであっても、上記身元情報を必要とします。

注2)何らかの事由により、中国籍発明者が身元情報を提示できない場合、その対策として、①中国籍発明者のパスポート番号を提示するとともに、②その事由を特許庁に説明する必要があるようと考えられます。

注3)この規定は、2026年1月1日以降の特許出願のみならず実用新案出願および意匠出願にも適用されます。更には、2026年1月1日以降のPTC移行出願、分割出願にも適用されます。

2. 特許・実案同日出願

◇発明特許出願と実用新案出願を同日に提出する際、将来的に権利の重複付与の問題を①請求項の補正によって回避するのか、または②実用新案専利権を放棄することによって回避するのか、何れかを予め決定し、それに基づいて、願書に発明特許出願と実用新案出願が同様の発明創造であるか否かを声明することになります。

声明するか否か	対応
① 出願時、願書に「発明特許出願と実用新案出願が同様の発明創造である」ことを 声明しない	<input type="checkbox"/> 将来、発明特許出願の請求項の補正によって、重複付与を回避する。
② 出願時、願書に「発明特許出願と実用新案出願が同様の発明創造である」ことを 声明する	<input type="checkbox"/> 将来、発明特許出願が登録査定の条件を満たす段階において、両者のクレームが同一か否かに拘わらず、実用新案権を放棄しなければなりません。 <input type="checkbox"/> 実用新案権を放棄しない場合、発明特許出願は権利付与されることがなく、拒絶査定になります。

注1)この声明は、審査過程において撤回や変更はできません。

3. 進歩性審査

◇審査官は、進歩性を評価する際、請求項により限定している技術的解決手段全体を考慮した上で、進歩性の判断は、技術的課題の解決に実質的な貢献を果たしている技術的特徴に焦点を当てることになります。

◇これは、出願人にとって、厳しい改正になる可能性があります。

従って、出願明細書には、「技術的課題」、「当該技術的課題を解決する技術的特徴」および「達成される技術的効果」からなる一貫した論理的な発明の詳細説明を記載するようにお薦めします。

注1) 現在、改正後の審査指南がまだ施行されていないので、前記のような審査をOAに記載されるか否かについては不明ですが、「技術的課題の解決に実質的な貢献を果たしている技術的特徴」ではない場合、審査官は、この旨の意見をOAに記載する可能性があるように考えます。

注2) 本審査の一例は次のとおりです。

【例】

◇カメラに係る発明であって、発明が解決しようとする技術的課題は、シャッターのより柔軟な制御を如何に実現するかであり、これはカメラ内部の関連する機械的な構造及び回路的な構造を改良することによって実現される。

◇請求項が創造性を有さないと審査官から指摘された後、出願人は、「**カメラ筐体の形状、表示画面の大きさ、バッテリー収納部の位置など**」の特徴を請求項に追加した。

◇明細書では、「**請求項に追加された特徴**」がその技術的課題の解決と何らかの関係があるとは説明されておらず、これらの追加された特徴は請求項の主題自体に暗に含まれている通常の構成要素であるか、又は当業者がその一般的な技術的知識及び通常の実験の手段に基づいて得ることができるものである。

また、出願人は、これらの技術的特徴が、保護を求める技術的解決手段にさらなる技術的効果をもたらすことを証明できる証拠を提供していないため、前述の技術的特徴は、その技術的課題の解決に対して貢献せず、保護を求める技術的解決手段に創造性をもたらすことはない。

3. 人工知能

◇今回の改正審査指南では、「人工知能」に関する指針が多数規定されています。「人工知能」に関連する発明の出願にあたっては、これらの指針を考慮する必要があります。

<第二部分第九章第6節>

6.1 人工知能、ビッグデータなどに係る関連出願の審査対象を明確する

6.2 法律規定、公序良俗に違反する審査例を新增する

6.3.1 充分な開示に関する記載要件を増加する

6.3.3 充分な開示要件を満たすか否かの審査例を増加する

◇これらの規定に関する多くの審査例が挙げられています。審査例は、添付参考資料をご参照ください。

4. 無効審判

今回の改正審査指南では、無効審判に関連して、次の 2 点が規定されています。

規定	要点
一事不再理	<p>◇一事不再理は、これまでの無効審判の審査でも運用されて来ています。</p> <p>◇今回の改正審査指南は、それを明文化したものであって、実務上、特段の変化点はありません。</p>
ダミーの無効審判請求人	<p>◇ダミーの無効審判請求人については、本人の許可なくその身分を無断で使用し、虚偽の無効宣告請求を提出することを根絶するのが狙いであります。</p> <p>◇従って、ダミーの請求人が全て不受理になる訳ではありません。</p> <p>注1)弊所では、ご依頼人が自己の名義での無効審判を望まない場合には、この要件を満たす「ダミー請求人」を選任します。</p>

5. 費用返還

◇専利局は出願人が納付した如何なる費用について自発的に返還しないことになります。従って、すべての費用返還は、当事者によって請求しなければなりません。

注1) 弊所は、費用返還額が返還手続料金よりも遙かに大きい場合など、費用返還の要否を出願人にお伺いします。

以上

追記)

2024 年審査指南と今回改正の 2026 年審査指南の対比および弊所コメントは下記の別紙1をご参照ください。

2026 施行版《専利審査指南》対照説明表

一、初步審査部分に係る改正内容及び改正説明（第一部分）

（一）専利出願の願書に対する要求の改正について（第一部分第一章第4.1節）

4.1.2 発明者	
2024施行版規定	2026施行版概要
専利出願の願書に全ての発明者の身元情報を記入することが要求されない	専利出願の願書に全ての発明者の身元情報を記入しなければならない。 虚偽の発明者を記入してはならない。発明者が自然人である。
(中科コメント)	
◆ 専利出願の願書にすべての発明者の身元情報を記入し、虚偽の発明者を記載してはならないことは、偽造や架空の発明者などの不誠実な行為を防止するために、専利局が発明者に対して実名制を実行しようとする意向を示します。	
◆ 専利出願を提出する際に、すべての中国発明者の身分証明書番号と外国発明者の国籍情報を提供する必要があります。	
◆ 発明者が自然人でなければならず、人工知能を発明者としてはならないことを再度強調します。	

（二）優先権主張声明に関する補足（第一部分第一章第6.2.1.2節及び6.2.2.2）

2024施行版規定	2026施行版概要
無し	<u>分割出願の原出願において、優先権が主張されたにもかかわらず、出願人が分割出願の提出時に願書で当該優先権を主張する旨を声明していない場合、分割出願において当該優先権が主張されていないものとみなされ、審査官は優先権を主張していないものとみなす通知書を発行しなければならない。</u>
(中科コメント)	
◆ 分割出願において優先権主張が漏れていた場合、審査官が優先権を主張していないものとみなす通知書を発行することにより、出願人が優先権の回復手続きを行うことに便利を図ります。	
◆ これは現在の実際の審査実務と一致しており、審査指南に記入して明確します。	

二、実体審査部分に係る改正内容及び改正説明（第二部分）

（一）植物の品種の保護客体の限定について（第二部分第一章第4.4節）

4.4 動物及び植物の品種

2024施行版規定	2026施行版概要
<p>動物及び植物は生きている物体である。専利法第25条第1項第(4)号の規定に基づき、動物及び植物の品種は専利権を付与することができない。専利法でいう動物とは人を含まず、前記動物とは自ら合成できず、自然の炭水化物とタック質を摂取することでしか生命を維持できない生物をいう。専利法でいう植物とは、光合成により、水、二酸化炭素及び無機塩などの無機物で炭水化物、タック質を合成して生命を維持することができ、通常は移動しない生物をいう。動物及び植物の品種は専利法以外の他の法律法規により保護することができ、例えば、植物の新品種は『植物新品種保護条例』により保護することができる。</p>	<p>動物及び植物は生きている物体である。専利法第25条第1項第(4)号の規定に基づき、動物及び植物の品種は専利権を付与することができない。専利法でいう動物とは人を含まず、前記動物とは自ら合成できず、自然の炭水化物とタック質を摂取することでしか生命を維持できない生物をいう。専利法でいう植物の品種とは、人為的に選択され、又は見つけ出して改良され、形態特徴と生物学特性が一致し、遺伝子性が相対的に安定している植物集団光合成により、水、二酸化炭素及び無機塩などの無機物で炭水化物、タック質を合成して生命を維持することができ、通常は移動しない生物をいう。動物及び植物の品種は専利法以外の他の法律法規により保護することができ、例えば、植物の新品種は『植物新品種保護条例』により保護することができる。</p>
(中科コメント)	
<p>◆ 現行の審査指南では、専利権を付与することができない主題において、実質的にすべての植物が排除されています。これに対し、改正後の審査指南では、排除されるのは定義に適合する植物品種に限定されています。具体的に、ある植物やその繁殖材料が一致の形態特徴と生物学特性、又は相対的に安定している遺伝子性を集団で有しない場合には、専利権付与可能な主題に変更することとなります。</p>	

(二)同日に同様の発明創造について発明専利と実用新案専利を出願している規定に関する改正(第二部分第三章第6.2.2節)

6.2.2 1件の専利出願と1つの専利権の処理	
2024施行版規定	2026施行版概要
<p>.....</p> <p>但し、同一の出願人が同日(出願日のみ)に同様の発明創造について、実用新案と発明特許の両方を出願しており、先に取得した実用新案専利権がまだ消滅しておらず、かつ出願人が出願時にそれぞれ説明を行った場合には、発明特許出願の補正を行うほか、実用新案専利権の放棄も行うことによって、権利の重複付与を回避することができる。従って、前述の発明特許出願を審査する過程において、当該発明特許出願が専利権付与のその他の条件に合致しているのであれば、出願人に選択又は補正を行うよう通知しなければならず、出願人が付与された実用新案専利権の放棄を選択した場合には、審査意見通知書の応答時に、実用新案専利権を放棄する旨</p>	<p>.....</p> <p>但し、同一の出願人が同日(出願日のみ)に同様の発明創造について、実用新案と発明特許の両方を出願しており、専利法実施細則第47条の規定によれば、同じ発明創造に対して別の専利を出願したことをそれぞれ出願時に説明しなければならない。説明していない場合は、専利法第9条第1項の同様の発明創造について1つの特許権しか付与できない規定に従って処理する。説明した場合、発明特許出願は審査を経て拒絶理由が発見されなければ、出願人に所定の期間内に実用新案権利の放棄を宣言するよう通知しなければならない。出願人が放棄を宣言した場合、発明特許権を付与する決定を下し、かつ発明特許権の付与を公告する際に、出願人が実</p>

の書面声明を添付しなければならない。この時、権利付与条件に合致しているが、まだ権利付与されていない発明特許出願に対し、権利付与通知書を発行するとともに、前述の実用新案専利権を放棄する旨の書面声明を関連する審査部門に転送して、専利局で登録及び公告し、公告に前述の実用新案専利権が発明特許権の公告授与日より消滅する旨を明記しなければならない。

用新案特許権を放棄する声明を一括して公告しなければならない。出願人が放棄に同意しない場合、当該特許出願を拒絶すべきである。出願人が満期になっても回答しない場合、当該特許出願を取り下げたものとみなす。先に取得した実用新案専利権がまだ消滅しておらず、かつ出願人が出願時にそれぞれ説明を行った場合には、発明特許出願の補正を行うほか、実用新案専利権の放棄も行うことによって、権利の重複付与を回避することができる。従って、前述の発明特許出願を審査する過程において、当該発明特許出願が専利権付与のその他の条件に合致しているのであれば、出願人に選択又は補正を行うよう通知しなければならず、出願人が付与された実用新案専利権の放棄を選択した場合には、審査意見通知書の応答時に、実用新案専利権を放棄する旨の書面声明を添付しなければならない。

(中科コメント)

- ◆ 同一の出願人が同日に同様の発明創造について出願した特許と実用新案が同様の発明創造に該当するか否かの判断基準は、両者の請求項の保護範囲が同一であるか否かを客観的に比較する方式から、出願人が願書で行った声明に準ずる方式へと変更されます。
- ◆ この補正後の規定では、出願人は発明出願と実用新案出願を同日に提出する際、将来的に権利の重複付与の問題を請求項の補正によって回避するのか、または実用新案専利権を放棄することによって回避するのかをあらかじめ決定し、それに基づいて願書で発明出願と実用新案出願が同様の発明創造であるか否かの旨の声明を行う必要があります。

(三)進歩性の評価に関する改正(第二部分第四章第6.4節)

6.4 保護を請求する発明に対する審査

2024施行版規定	2026施行版概要
無し	請求項により限定している技術的解決手段全体を考慮した上で、技術的課題の解決に対して貢献しない(技術的)特徴は、請求項に記載しても、通常、技術的解決手段の進歩性に影響を与えることはない。1つの例を用いて上記原則を説明する。

(中科コメント)

- ✧ 進歩性を評価する際には、請求項により限定している技術的解決手段全体を考慮した上で、進歩性の判断は、技術的課題の解決に実質的な貢献を果たしている技術的特徴に焦点を当てることとします。
- ✧ 出願書類には、「技術的課題」、「当該技術的課題を解決する技術的特徴」及び「達成される技術的效果」からなる一貫した論理的な連鎖が明記されます。

(四)人工知能に関する改正(第二部分第九章第6節)

6.この節で規範される分野を明確する	
2024施行版規定	2026施行版概要
この節のタイトルは、「アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む発明専利出願の審査関連規定」である。	この節のタイトルは、「アルゴリズムの特徴又はビジネスルール及び方法的特徴を含む人工知能、ビッグデータなどに係る発明特許出願の審査関連規定」に改正される。
(中科コメント)	
✧ 人工知能及びビッグデータ分野に焦点を当て、人工知能及びビッグデータ関連の発明専利出願の審査基準を規範化します。	

6.1 人工知能、ビッグデータなどに係る関連出願の審査対象を明確する	
2024施行版規定	2026施行版概要
審査は、保護を求める技術的解決手段、請求項により限定される技術的解決手段に対して行わなければならない。	「必要な場合には明細書の内容に対して審査を行わなければならない」という表現を追加する。
(中科コメント)	
✧ 今回の改正では、専利法第5条に関する審査基準及び事例が追加されました。専利法第5条の審査対象は明細書を含む出願書類であるため、必要な場合には明細書の内容に対して審査を行い、特に、明細書に法律、公序良俗に違反するか、又は公共利益を妨げる内容が含まれていないか否かを審査することが明確されます。	

6.1.1 専利法第5条の審査規定を新增する	
2024施行版規定	2026施行版概要
無し	人工知能などに関連する発明専利出願が専利法第5条第1項の規定に適合しない場合がさらに明確されます。これには、データ収集、ラベル管理、ルール設定、推奨戦略などが、法律、公平・正義に違反するか、又は偏見や差別を含む場合が含まれる。
(中科コメント)	
✧ 人工知能関連の発明専利出願における倫理的問題に注目し、専利法第5条第1項に基づく審査要件が明確され、専利法第5条第1項の規定を満たさない幾つかの状況が列挙されています。	

6.2 法律規定、公序良俗に違反する審査例を新增する	
2024施行版規定	2026施行版概要
無し	「ビッグデータに基づくショッピングモール

内のマットレス販売支援システム」の例を増加する。この例は、データの収集や処理などの過程が関連法律の規定を遵守すべきであることを示すことを目的としています。特に、識別されたまたは識別可能な自然人に関する個人情報については、その収集・識別手段が公共安全を維持するために必要である場合、または個人の明確な同意を得た場合に限られ、そうでない場合は『中華人民共和国個人情報保護法』の関連規定に違反することになります。

「自動運転車の緊急意思決定モデルの確立方法」の例を増加する。この例は、人工知能などの技術の実施が倫理的・道徳的観念に反する場合、専利法第5条第1項に規定される「公序良俗に反する発明創造」に該当し、専利権を付与することができないことを示すことを目的としています。

(中科コメント)

- ✧ 人工知能関連の発明専利出願に係る専利法第5条第1項に基づく審査例が提供されており、法律、公序良俗に反する例が例示されています。

6.2 典型的な事例に基づいて進歩性の審査基準を明確する

2024施行版規定	2026施行版概要
無し	<p>「船舶の数の識別方法」の例を増加する。この例における技術的解決手段は、船舶の数を識別するために通常の深層学習方式を用いてモデルをトレーニングするものであり、識別対象の違いにより、深層学習やモデルトレーニングの過程におけるトレーニング方法やモデルレイヤー等にどのような変更が加えられたかが請求項に反映されていない。引用文献1に開示された実の数を識別する方法と比較し、画像内の船舶のデータのマーキングと画像内の果実のデータのマーキングをすることによってトレーニング用データセットを取得し、モデルトレーニングを行い、技術的困難を克服する必要がなく、技術的解決手段に進歩性をもたらすことができない。</p> <p>「鋼スクラップ等級分けニューラルネットワークモデルの確立方法」の例を増加する。この例の技術的解決手段が解決しようとする技術的課題及び採用する手段は、引用文献1の技術的課題及び手段とは異なっている。この例では、鋼スクラップの形状や厚さを識別するために、鋼スクラップの色、エッジ及びテクスチャなど</p>

の特徴を抽出する必要があり、また抽出及びトレーニングする特徴の違いにより、回路畳み込み層とプーリング層の回路数とレイヤー設定に対して相応的な調整・改良を行い、これらのアルゴリズム特徴と技術的特徴は、機能面で互いにサポートし合い、相互作用関係を持ち、技術的解決手段に対する前記アルゴリズム特徴の貢献を考慮しなければならない。

(中科コメント)

- ◆ 人工知能関連の発明専利出願の進歩性についての審査例が提供されており、一般的なケース、すなわち人工知能モデルの具体的な応用シーンや人工知能モデルの構築に対して、進歩性の判断原則が例示されています。

6.3.1 充分な開示に関する記載要件を増加する

2024施行版規定	2026施行版概要
無し	<u>人工知能モデルの構築やトレーニングに係る場合には通常、モデルに必要なモジュールやレイヤー、又は接続関係、トレーニングに必要な具体的なステップ、パラメータなどを明細書に明瞭に記載する必要がある。人工知能モデルやアルゴリズムを特定の分野やシーンに適用する場合には、通常、当業者が明細書に記載される内容に基づいて当該発明の解決手段を実現できるように、モデルやアルゴリズムを特定の分野やシーンとどのように組み合わせるのか、アルゴリズムやモデルの入出力データをどのように設定してその内在する関連関係を示すのかなどを明細書に明瞭に記載する必要がある。</u>

(中科コメント)

- ◆ 人工知能アルゴリズムやモデルに存在する可能性のある「ブラックボックス」問題に着目し、人工知能関連の発明専利出願における一般的なケース、すなわち人工知能モデルの構築またはトレーニング、および人工知能モデルの特定分野や場面への応用に対して、充分な開示を達成するための明細書の記載要件がさらに明確化されます。

6.3.3 充分な開示要件を満たすか否かの審査例を増加する

2024施行版規定	2026施行版概要
無し	<p>第6. 3. 3節を新增し、この節では相応的に2つの例が追加された。</p> <p>「顔特徴生成用方法」の例は、顔画像生成結果の精度を向上させるという技術的課題を解決するために、第1畳み込みニューラルネットワーク内で顔画像の特徴領域を決定するための空間変換ネットワークを設けるが、明細書には、第1畳み込みニューラルネットワークにおける当該空間変換ネットワークの具体的な設定位置</p>

が記載されていない。この例では、当業者であれば分かるように、空間変換ネットワークは全体として、モデル内の任意の位置に挿入でき、その画像の特徴領域を識別する能力に影響することはない。いずれも上記の技術的課題を解決することができる。したがって、発明専利出願で保護を求める解決手段は明細書において充分に開示されている。

「生物情報に基づくがんの予測方法」の例は、悪性腫瘍の予測精度を向上させるという技術的課題を解決するために、トレーニングされた悪性腫瘍強化スクリーニングモデルを用いて、血液ルーチン検査指標、血液生化学検査指標及び顔画像特徴を共にスクリーニングモデルの入力とすることで、悪性腫瘍罹患予測値を得ようとしている。しかしながら、明細書には、腫瘍に関する指標が具体的にどの指標なのかについて記載されておらず、当業者であっても、悪性腫瘍を判定するためにどの指標を使用できるのかを特定することができない。顔特徴と悪性腫瘍罹患との間に関連関係があるかどうかはまだ不明である。従って、発明専利出願で保護を求める技術的解決手段は前記技術的課題を解決することができず、明細書において充分に開示されていない。

(中科コメント)

- ◆ 人工知能関連の発明専利出願の明細書の開示が充分であるか否かに関する審査例が提供されます。

(五) ビットストリームを含む発明専利出願の審査関連規定を増加する（第二部分第九章第7節）

2024施行版規定	2026施行版概要
-----------	-----------

無し	<p><u>7. ビットストリームを含む発明特許出願の審査関連規定</u></p> <p>ストリーミングメディア、通信システム、コンピューターシステムなどの応用分野では、様々な種類のデータがビットストリームの形式で生成、記憶、伝送されるのが一般的である。本節では、専利法及びその実施細則の規定に基づき、ビットストリームを含む発明特許出願によって保護される客体の審査及び明細書と請求の範囲の記載について具体的に規定することを趣旨とする。</p> <p><u>7.1 保護される客体の審査</u></p> <p><u>7.1.1 利法第25条第1項第(2)号に基づく審査</u></p> <p>請求項の主題が単なるビットストリームだけに係る場合、当該請求項は専利法第25条第1項第(2)号に規定される知的活動の規則と方法に該当し、専利によって保護される客体には該当しない。例えば、「語彙元素A、語彙元素B…を含むことを得特徴とするビットストリーム」。</p> <p>請求項について、その主題の名称を除き、それを限定するすべての内容が単なるビットストリームだけに係る場合、当該請求項は専利法第25条第1項第(2)号に規定される知的活動の規則と方法に該当し、専利によって保護される客体には該当しない。例えば、「語彙元素A、語彙元素B…を含むことを得特徴とするビットストリームを生成する方法」。</p> <p><u>7.1.2 専利権第2条第2項に基づく審査</u></p> <p>デジタルビデオ符号化／復号化の技術分野において、ビットストリームを生成する特定のビデオ符号化／復号化方法は専利法第2条第2項に記載の技術的解決手段に該当する場合、当該特定のビデオ符号化／復号化方法によって限定される、当該ビットストリームを記憶又は伝送する方法及び当該ビットストリームを記憶するコンピューター読み取り可能な記憶媒体は、記憶又は伝送するリソース配置の最適化を実現できるため、当該特定のビデオ符号化／復号化方法によって限定される記憶又は伝送方法及びコンピューター読み取り可能な記憶媒体は専利法第2条第2項に記載の技術的解決手段に該当し、専利によって保護される客体に該当する。</p> <p><u>7.2 明細書及び特許請求の範囲の作成</u></p>
----	---

7.2.1明細書の作成

特定のビデオ符号化／復号化方法によって生成されるビットストリームを含む発明特許出願の明細書は、当業者が実現できることを基準として、当該特定のビデオ符号化／復号化方法について明確かつ完全な説明を行わなければならぬ。当該ビットストリームを記憶又は伝送する方法及び当該ビットストリームを記憶するコンピューター読み取り可能な記憶媒体の保護の主題に係る場合、明細書はさらに、関連する説明を行うことにより、請求項をサポートしなければならない。

7.2.2特許請求の範囲の作成

特定のビデオ符号化／復号化方法によって生成されるビットストリームを含む発明特許出願は、方法、装置、コンピューター読み取り可能な記憶媒体の請求項として記載することができる。発明特許出願の請求の範囲においては、通常、当該ビットストリームを生成する特定のビデオ符号化／復号化方法の請求項を基礎として、当該特定のビデオ符号化／復号化方法の請求項を引用するか、又は当該特定のビデオ符号化／復号化方法のすべての特徴を含む方式により、対応する記憶方法、伝送方法及び／又はコンピューター読み取り可能な記憶媒体の請求項を記載しなければならない。

【例 1】

「ビデオ符号化方法」に関する発明特許出願について、以下のように請求項を記載することができる。

1. ビデオ符号化方法であって、…フレーム画像を分割するステップと、…エントロピー符号化するステップと、…、を含む、ことを特徴とするビデオ符号化方法。
2. ビデオ符号化装置であって、…フレーム画像分割ユニットと、… エントロピー符号化ユニットと、…を含む、ことを特徴とするビデオ符号化装置。
3. ビデオ復号化方法であって、…エントロピー復号化するステップと、フレーム画像を出力するステップと、…を含む、ことを特徴とするビデオ復号化方法。
4. ビデオ復号化装置であって、…エントロピー復号化ユニットと、フレーム画像を出力するユニットと、…を含む、こと

を特徴とするビデオ復号化装置。

5. 請求項1に記載のビデオ符号化方法を実行してビットストリームを生成し、前記ビットストリームを記憶する、ことを特徴とするビットストリームの記憶方法。

6. 請求項1に記載のビデオ符号化方法を実行してビットストリームを生成し、前記ビットストリームを伝送することを特徴とするビットストリームの伝送方法。

7. コンピュータプログラム/命令及びビットストリームが記憶されているコンピューター読み取り可能な記憶媒体であって、

コンピュータプログラム/命令がプロセッサによって実行される際、前記ビットストリームは請求項1に記載のビデオ符号化方法によって生成される、

ことを特徴とするコンピューター読み取り可能な記憶媒体。

(中科コメント)

- ◆ ビットストリームを含む発明専利出願に専利権を付与できない状況と専利権を付与できる状況が明確されます。専利権を付与できる基礎は、ビットストリームを生成する符号化方法は専利法意味での技術案に属するということです。
- ◆ ビットストリームを含む発明専利出願の明細書は、ビットストリームを生成する符号化方法を充分に開示しなければなりません。また、明細書は、請求項の保護主題について、説明を行うことにより、請求項をサポートしなければなりません。
- ◆ ビットストリームを含む発明専利出願の請求項は、引用するかまたは直接包含することによって符号化方法を導入し、ビットストリームの記憶方法、伝送方法及び／又はコンピューター読み取り可能な記憶媒体に関するものになります。
- ◆ 具体的な請求項の記載例が提供されます。

(六) 植物の品種の保護客体に関する改正（第二部分第十章第9節）

9.1.2.3 動物と植物の個体及びその構成部分	
2024施行版規定	2026施行版概要
<p>.....</p> <p>光合成作用を通じ、水や二酸化炭素、無機塩などの無機物を以って、炭水化物、タンパク質を合成することにより生存を維持している植物の単植株及びその繁殖材料（種子など）は、本部分第一章第4.4節に述べた「植物の品種」の範疇に該当し、専利法第25条第1項第（4）号の規定により、専利権が付与されなければならない。</p> <p>植物の細胞や組織、器官が前述の特性を備えていなければ、「植物の品種」と認められることができないため、専利法第25条第1項第（4）号に規定した範疇に該当しない。</p>	<p>動物の体細胞及び動物の組織と器官（胚胎を除く）は、本部分第一章第4.4節に述べた「動物」の定義に合致しないため、専利法第25条第1項第（4）号に規定した範疇に該当しない。</p> <p><u>技術的な処理なしに、自然界から見つけ出す、もともとその生息地に生息していた野生植物は専利法第25条第1項第（1）号に規定した科学的発見に該当するため、専利権を付与することができない。ただし、野生植物が人為的に選択・改良され、かつ産業上の利用可能性がある場合、その植物自体は科学的発見の範疇に該当しない。</u></p> <p><u>光合成作用を通じ、水や二酸化炭素、無機塩などの無機物を以って、炭水化物、タンパク質を合成することにより生存を維持している植物の単植株及びその繁殖材料（種子など）は、本部分第一章第4.4節に述べた「植物の品種」の範疇に該当し、専利法第25条第1項第（4）号の規定により、専利権が付与されなければならない。</u></p> <p><u>本部分第一章第4.4節に述べた「植物の品種」の定義によれば、人為的に選択され、又は見つけ出す野生植物を改良することによって得られた植物及びその繁殖材料の細胞や組織、器官が一致する形態特徴及び生物学特性または相対的な遺伝安定性前述の特性を集団で備えていなければ、「植物の品種」と認められることができないため、専利法第25条第1項第（4）号に規定した範疇に該当しない。</u></p>
<p>(中科コメント)</p> <p>◆ 第一章第4.4節の改正と一致しており、補正後の指南の規定に基づけば、植物及びその繁殖材料に専利権を付与する可能性があり、実質的に専利可能な主題の範囲が拡大されたことになります。</p>	

三、配列表の出願付加費の算定ルールに関する改正(第三部分、第五部分)

(一)配列表の出願付加費の算定ルールに関する改正(第三部分第一章第7.3節、第五部分第二章第1節)

第三部分第一章第7.3節 その他特殊な費用 & 第五部分第二章第1節 費用の納付期	
2024施行版規定	2026施行版概要

国際出願の国内段階手続においては、本指南第五部分第二章第1節で言及したいくつかの費用、及び本章第7.1節で言及した期限猶予費に加え、以下のような数種の特殊な費用もある。

(1) 訳文訂正費は、訳文の誤りの訂正請求の提出と同時に納付しなければならない。

(2) 単一性回復費は、審査官が発行する単一性回復費納付通知で規定した期限以内に納付しなければならない（单一性回復費についての詳細な説明は本部分第二章第5.5節を参照）。

(3) ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列表は明細書の単独な一部分とし、400頁以上の場合には400頁として計算する。

国際出願の国内段階手続においては、本指南第五部分第二章第1節で言及したいくつかの費用、及び本章第7.1節で言及した期限猶予費に加え、以下のような数種の特殊な費用もある。

(1) 訳文訂正費は、訳文の誤りの訂正請求の提出と同時に納付しなければならない。

(2) 単一性回復費は、審査官が発行する単一性回復費納付通知で規定した期限以内に納付しなければならない（单一性回復費についての詳細な説明は本部分第二章第5.5節を参照）。

(3) ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列表は明細書の単独な一部分とし、400頁以上の場合は400頁として計算する。

(中科コメント)

- ✧ 規定の電子形式で提出されたヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列表について、対応する出願付加費が免除されますが、紙で提出された配列表について、出願付加費の400頁上限の優遇措置が免除され、出願付加費の増加を招く可能性があります。
- ✧ この規定が施行されると、出願人は可能な限り規定の電子形式でヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列表を提出することで、官費を節約します。

四、復審と無効請求の審査部分に係る改正内容及び改正説明(第四部分第一、三章)

(一)審査決定の構成に関する改正(第四部分第一章第6.2節)

6.2 審査決定の構成	
2024施行版規定	2026施行版概要
<p>審査決定は以下の部分を含む</p> <p>.....</p> <p>(4) 経緯</p> <p>.....</p> <p>発明又は実用新案専利出願或いは専利の復審又は無効宣告請求審査決定では、審査決定に関連している請求項の内容を明記しなければならない。</p> <p>拒絶査定が取り下げられた復審決定については経緯の部分を簡略化又は省略できる。</p> <p>.....</p>	<p>審査決定は通常、以下の部分内容を含む</p> <p>.....</p> <p>(4) 経緯</p> <p>.....</p> <p>発明又は実用新案専利出願或いは専利の復審又は無効宣告請求審査決定では、審査決定に関連している請求項の内容を明記しなければならない。</p> <p><u>拒絶査定が取り下げられた復審決定については経緯の部分を簡略化又は省略できる。</u></p> <p>.....</p>
<p>(中科コメント)</p> <p>✧ この節に記載された内容は、審査決定の通常の構成内容であり、固定された構成内容ではなく、案件の状況により簡略化又は省略できることが明確されます。</p> <p>✧ 拒絶査定が取り下げられた復審決定だけでなく、拒絶査定が維持された復審決定、さらに</p>	

は無効決定であっても簡略化が可能です。簡略化は経緯部分に限らず、その他の内容にも及ぶ可能性があります。

(二) 不再理原則についての補正（第四部分第三章第2.1節）

2.1 一事不再理原則	
2024施行版規定	2026施行版概要
審査決定を下した無効宣告案件に係る専利権については、同様な理由と証拠で無効宣告請求を再度提出する場合、受理や審理はしない。	審査決定を下した無効宣告案件に係る専利権については、 同様な同じまたは実質的に同じ 理由と証拠で無効宣告請求を再度提出する場合、受理や審理はしない。
(中科コメント)	
◆ 今回の改正は、「一事不再理」の原則における「同様な理由と証拠」の理論と実務上的一般的理解である「理由及び証拠が同じ又は実質的に同じであること」を明確化したもので す。改正前後での実務上の変化は大きくありません。	

(三) 無効宣告請求人の資格に関する改正（第四部分第三章第3.2節）

3.2 無効宣告請求人の資格	
2024施行版規定	2026施行版概要
請求人が以下に挙げる状況の1つに該当する場合、その無効宣告請求を受理しないものとする。： (1) (2) (3) (4)	請求人が以下に挙げる状況の1つに該当する場合、その無効宣告請求を受理しないものとする。： (1) (2) 無効宣告請求の提出は請求人の真の意思表示ではない場合。 (2)-(3) (3)-(4) (4)-(5)
(中科コメント)	
◆ この改正は、「ダミー」制度に関連する問題への対応及び完備です。改正前、実務上、一部の代理機構が本人の許可なくその身分を無断で使用し、虚偽の無効宣告請求を提出することが存在します。改正後、無効宣告請求の提出は請求人の真の意思表示でなければ受理されないことが明確に規定されており、これにより、虚偽の「ダミー」による無効宣告請求を根絶します。	

(四) 無効宣告請求の範囲及び理由と証拠に関する改正(第四部分第三章第3.3節)

3.3 無効宣告請求の範囲及び理由と証拠	
2024施行版規定	2026施行版概要
..... (3) 復審・無効審判部がある専利権について無効宣告請求審査決定を行った後に、また同一の理由や証拠を以って無効宣告請求を (3) 復審・無効審判部がある専利権について無効宣告請求審査決定を行った後に、また 同一の同一又は実質的に同一の 理由や証拠

提出した場合には、受理しないが、当該理由や証拠は期限などによりその決定で考慮されなかった場合を除く。

.....

を以って無効宣告請求を提出した場合には、受理しないが、当該理由や証拠は期限などによりその決定で考慮されなかった場合を除く。

.....

(中科コメント)

- ✧ この改正は、前記の2.1節における「一事不再理」原則の更新と一致するために、行った適応性補正です。関連説明は前記内容を参照すること。

(五) 補正文書の提出に係る規定を増加する（第四部分第三章第4.6節）

4.6 無効宣告手続における専利書類の補正	
2024施行版規定	2026施行版概要
無し	<p><u>4. 6. 4 補正文書の提出</u> <u>専利権者が請求の範囲を補正する場合、その全文の差し替え頁及び補正対照表を提出しなければならない。</u> <u>専利権者が同一の無効宣告請求の審理手続において提出した複数の補正文書がすべて本章第4. 6. 3節の規定に合致する場合、最新の補正文書を審査書類とし、その他の補正文書は放棄と見なされる。</u></p>
(中科コメント)	
<ul style="list-style-type: none"> ✧ 無効宣告手続において提出する請求の範囲の補正文書の形式要件が明確されており、請求の範囲の「全文の差し替え頁及び補正対照表」を提出する必要があります。 ✧ 同一の無効宣告手続において、専利権者が要件を満たす複数の補正文書を提出した場合、最新に提出された補正文書を審査対象とすることが明確されます。 	

五、専利局による費用返還及び専利権期限の補償に関する改正（第五部分）

(一) 専利局による費用返還規則に関する改正(第五部分第二章第4.2.1.1節、第4.2.1.2節)

第五部分第二章第4.2.1.1節 当事者が返還を請求できる場合 & 第4.2.1.2節 専利局が自発的に費用を返還する場合	
2024施行版規定	2026施行版概要
専利出願が実体審査段階前に取り下げられた場合や取り下げたものと見なされた場合に納付された実体審査費、専利権の終了後、或いは専利権の全部無効となった後に納付された年金、ならびに権利回復が認められなかつたにもかかわらず納付された権利回復請求費は、専利局が自発的に返還する対象に該当する。	<p>専利出願が実体審査段階前に取り下げられた場合や取り下げたものと見なされた場合に納付された実体審査費、専利権の終了後、或いは専利権の全部無効となった後に納付された年金、ならびに権利回復が認められなかつたにもかかわらず納付された権利回復請求費は、当事者が返還を請求できる場合に該当する。</p> <p>専利局が自発的に費用を返還する場合がすべて削除された。</p>

(中科コメント)

- ✧ すべての費用返還は当事者によって請求されなければならず、専利局は納付した如何なる費用について自発的に費用を返還しないことにします。

(二)専利権期限の補償の計算規則に関する改正(第五部分第九章第2.2.1節)

2024施行版規定	2026施行版概要
復審請求人が陳述した新たな理由若しくは提出した新たな証拠に基づいて拒絶査定を取り消す復審プロセスは、権利付与プロセスにおける合理的な遅延に該当しない。	復審請求人が陳述した新たな理由若しくは提出した新たな証拠に基づいて拒絶査定を取り消す復審プロセスは、権利付与プロセスにおける合理的な遅延に該当する。
(中科コメント)	
✧ 復審プロセスにおいて、復審請求人が請求項を補正しませんが、新たな理由を陳述したり新たな証拠を提出したりすることにより拒絶査定が取り消された場合には、専利権期限の補償を算定する際、復審プロセス全体は控除対象となります。この点について、専利権期限の補償を算定する際に留意しなければなりません。	
✧ 補正後の審査指南では、新たな理由及び新たな証拠についての更なる説明がなされておらず、実務上では大きな争いが生じる可能性があります。	

完